

(3) 所得者別青色申告者

階 級 区 分	営 業 等 所 得 者	農 業 所 得 者	そ の 他 所 得 者	計
	人	人	人	人
70万円以下	2,992	68	779	3,839
100 〃	5,951	195	1,498	7,644
150 〃	15,187	836	5,831	21,854
200 〃	17,867	1,348	8,592	27,807
250 〃	17,409	1,631	10,023	29,063
300 〃	15,184	1,665	9,580	26,429
400 〃	22,291	2,889	16,671	41,851
500 〃	13,182	2,111	13,880	29,173
600 〃	7,543	1,434	11,133	20,110
700 〃	4,265	835	8,953	14,053
800 〃	2,676	534	7,083	10,293
1,000 〃	2,954	532	10,184	13,670
1,200 〃	1,496	213	6,396	8,105
1,500 〃	1,567	152	6,152	7,871
2,000 〃	1,779	63	5,537	7,379
3,000 〃	1,512	24	4,711	6,247
5,000 〃	1,140	5	2,956	4,101
5,000万 円 超	568	1	1,641	2,210
合 計	※ 135,563	※ 14,536	※ 131,600	※ 281,699

調査対象等：平成16年分の申告所得税について、平成17年3月31日現在で申告納税額がある者のうち、青色申告者について平成17年3月31日現在の合計所得により階級区分して、それぞれの分布状況を示した。

用語の説明：青色申告とは、納税義務者が一定の帳簿に正確な記帳をして、これに基づいて正確な申告と完全な納税をすることを目的として設けられている制度である。このため、一般の申告と区分するため青色の用紙で申告することになっているので、青色申告といわれている。青色申告が認められているのは事業所得、不動産所得及び山林所得であり、青色申告をした者には税務計算上種々の特典がある。

(4) 所得者別青色申告者の累年比較

年 分	営 業 等 所 得 者			農 業 所 得 者			そ の 他 所 得 者			計		
	人 員	左のうち 青色申 告者	青色申 告者の 割合	人 員	左のうち 青色申 告者	青色申 告者の 割合	人 員	左のうち 青色申 告者	青色申 告者の 割合	人 員	左のうち 青色申 告者	青色申 告者の 割合
平成12年分	288,847	153,715	53.2	23,202	11,350	48.9	698,031	120,408	17.2	1,010,080	285,473	28.3
13	271,177	145,654	53.7	21,976	11,679	53.1	695,298	123,636	17.8	988,451	280,969	28.4
14	254,879	136,553	53.6	27,111	14,058	51.9	684,528	124,864	18.2	966,518	275,475	28.5
15	251,573	134,700	53.5	27,967	14,509	51.9	690,876	127,437	18.4	970,416	276,646	28.5
16	254,734	135,563	53.2	27,230	14,536	53.4	766,047	131,600	17.2	1,048,011	281,699	26.9

(注) 「2-1 課税状況 (1)本年分の課税状況」の人員により青色申告者の割合を算出した。